


所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市国民健康保険税に係る返還金等取扱要綱の一部改正について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	課税課、納税課				
<p>1 要 旨</p> <p>本件の要綱において、固定資産税等の賦課処分の変更により生じる国民健康保険税の返還金等について、資産割相当額を最大15年分返還できるよう規定しており、利息に相当する額として、「返還加算金」の規定を設けている。この返還加算金は、地方税法における「還付加算金」に準じて規定している。</p> <p>令和2年度税制改正に伴う地方税法の改正により、加算割合の引き下げ（平均貸付割合に1%加算→0.5%加算）が行なわれ、令和3年1月1日に施行される。</p> <p>このことに伴い、本件の要綱においても加算割合の引き下げ等必要な改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 返還加算金について、平均貸付割合に加算する割合の引き下げその他必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方税法の規定に準じ、適切に返還金等の支払事務を執行できる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。